病院（診療所・助産所）開設変更届

年　　月　　日

　　　旭川市保健所長　様

住　所（法人であるときは，主たる事務所の所在地）法人であるときは、主たる事務所の所在地

開設者

氏　名（法人であるときは，名称及び代表者氏名）

法人であるときは、名称及び代表者氏名印

　　次のとおり病院（診療所・助産所）開設許可（届出）事項の一部を変更したので、届け出ます。

記

　１　名　　　称

　２　所　在　地

　３　開設許可（届出）年月日及び番号

　４　変更した理由

　５　変更した事項

　　(１)　従来の許可（届出）の内容

(２)　変更した内容

　６　変更年月日

備考

　 　(１)　臨床研修等修了医師（臨床研修等修了歯科医師、助産師）が開設者である診療所（助産所）の構造変更（増改築）又は模様替え若しくは各室の用途を変更したときの届出であるときは、別記第６号様式又は別記第７号様式の該当項目の記載例によって５(１)(２)の事項を記入すること。

　　　(２)　変更前と、変更後の状況を明示した縮尺100分の１以上の平面図を添付すること。

　　　(３)　医師（歯科医師）、薬剤師若しくは助産師の変更又は管理者の変更をしたときの届出であるときは、別記第５号様式、別記第６号様式又は別記第７号様式の該当項目の記載例によって５(１)(２)を記入すること。

　　　(４)　他の施設と併せて勤務する医師（歯科医師）又は助産師を変更したときの届出であるときは、別記第５号様式、別記第６号様式又は別記第７号様式の該当項目の備考欄に、その施設名を記入すること。

(５)　病院（診療所）の管理者を変更したときは、変更後の管理者に係る医師法第16条の６第２項の臨床研修修了　　　　　登録証の写し又は歯科医師法第16条の４第２項の臨床研修修了登録証の写しを添付すること。ただし、変更　　　　　　後の管理者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第８条の規定により医師法第16条の　　　　　６第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは医師免許証の写しを、医療法等の一部を改正する法律　　　　　附則第11条の規定により歯科医師法第16条の４第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは歯科医師　　　　　免許証の写しを添付すること。

　　　(６)　助産所の管理者を変更したときは、変更後の管理者の助産師免許証の写しを添付すること。

　　　(７)　臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が開設者である診療所の診療に従事する医師又は歯科医師を変更したときは、新たに診療に従事する医師又は歯科医師の医師免許証又は歯科医師免許証の写しを添付すること。

　　　(８)　助産師が開設者である助産所の業務に従事する助産師を変更したときは、新たに業務に従事する助産師の助産師免許証の写しを添付すること。

　　　(９)　分べんを取り扱う助産所の嘱託医師、嘱託病院（診療所）又はこれらによる対応が困難な場合のために定めた病院（診療所）を変更したときは、嘱託医師等となるよう依頼した書類の写しを添付すること。